

Q 自転車でスマホ 事故起こしたら

20歳の大学生の子供が、スマートフォンを操作しながら自転車に乗ります。「危ないからやめて」と何度注意しても、聞く耳を持ってくれません。もし事故を起こしてしまったら、どんな責任が生じるのでしょうか。



自転車は道路交通法上、「軽車両」として扱われ、安全に走行すべき注意義務を負っています。そのため、スマートフォンを操作しながら運転し、前方左右の状況をよく確認せず、歩行者らに衝突してけがを負わせるなどした場合、注意義務に違反した過失

重過失致死罪（5年以下の懲役もしくは禁錮、または100万円以下の罰金）が成立する可能性が高くなります。スマホに限られませんが、実際、歩行者が死亡し、罰金だけでは済まず、執行猶予付きではありませんが禁錮刑が言い渡された判決もあります。

によって生じた損害をカバーする自転車損害保険などに加入していれば、その保険の限度額内で賠償ができます。自分や家族の保険内容をよく確認し、自転車事故が対象となっていないようであれば、自転車損害保険への加入を検討してみてください。最近では料金面な

禁錮刑や高額賠償も

に基づく刑事責任や民事責任が生じ得ると考えられます。

民事責任としては、歩行者などの被害者に発生した損害を賠償する責任が発生します。被害者が重傷を負

り、治療費や慰謝料など多額の出費を要する場合は、賠償額が高額になる可能性があります。また、歩行者が死亡した場合、賠償額は相当高額になります。数千円程度の賠償が命じられた事例も数多くあります。

刑事責任としては、刑法上の過失致死傷罪や重過失致死傷罪で処罰される可能性があります。スマホ操作に気をとられ、歩行者の存在に直前まで気付くことなく衝突し死亡させた場合、過失の程度は非常に重く、

ただし、民事上の賠償責任については、自転車事故

から運転」をするのはやめてもらいます。 (回答 合間利弁護士)

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。



県弁護士会 マスコットキャラクター「ちーべん」